

平成27年 4月からの 保育園等入所申込受付を開始

平成27年4月から新たに保育園等への入所を希望される方を対象とした支給認定申請と利用申込みの受付を次の日程で行います。

なお、町外の保育園を希望される方は、希望される市町村によって受付期間が異なりますので必ず事前にご連絡ください。

▶対象児童

平成27年4月1日現在、生後2か月以上で、次の基準に該当するお子さん。

※ただし、保育園により入所可能年齢は異なります。

▶保育を必要とする事由

保護者が次のいずれかの条件に該当し、同時に他の家族も保育ができないこと。

- 居宅外・居宅内で日常の家事以外の労働をしている（月64時間（1日4時間以上かつ週4日以上）以上）

- 母親が妊娠中または出産前後
- 疾病・負傷又は心身に障害がある
- 家庭に長期にわたる病人等がいて、常時介護が必要
- 災害等の復旧のため
- 求職活動をしている
- 就学している
- 虐待・DVのおそれがある

▶受付期間 12月1日(月)～12日(金)※土・日を除く
8:30～17:15(火・木曜は19:15まで延長)

▶受付場所 子育て支援課

▶入所申込用紙の配布

申込用紙は、11月4日(火)から子育て支援課と町内各保育園で配布。また、町ホームページからもダウンロードできます。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線 318

教えて！ 子ども・子育て支援新制度 少人数保育のための 保育制度がスタート

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育園などで集団保育を行う「特定教育・保育施設」のほかに、少人数(19人以下)の規模で、0～2歳のお子さんをお預かりする「特定地域型保育事業」が平成27年4月からスタートします。

「特定地域型保育事業」には、次の4種類があり、多様な施設や事業者の中から、利用者が選択できる仕組みになります。利用にあたっては、利用申請のほかに、保育の必要性について「認定」を受けていただく必要があります。

現在、町には「特定地域型保育事業」の施設はありませんが、今後、新たな保育ニーズを充足できるよう、9月議会において、事業の規定などを定めた条例が可決成立しました。多様な保育サービスを提供できるよう、事業を進めてまいります。

特定地域型保育事業の4種類

①家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、定員5人以下を対象に、きめ細かな保育を行います。

②小規模保育

定員6～19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

③事業者内保育所

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほかに、地域の子どもも一緒に保育する事業です。

④居宅訪問型保育

障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で、1対1で保育を行います。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線 318

ひとり親家庭等 医療費助成制度のご案内

ひとり親家庭等で児童を養育している方とその児童の医療費の自己負担額（入院時食事負担金を除く）を助成します。

▼対象者
次に該当する児童及びその児童を一人で養育している方
・18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの児童
・20歳未満で一定の障がいがある児童
・20歳未満で高等学校等に在学し

▼所得制限
父・母または養育者、同居の扶養義務者の所得により判定をします。また、申請月により判定する所得の

▼健康保険に加入していない
生活保護を受給している
児童が児童福祉施設や里親に預けられている

▼現況届の提出
医療証の有効期限は、毎年12月31日までです。現在医療証の交付を受けている方は、11月中旬に現況届の提出が必要です。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線 306

対象年度も異なりますのでご注意ください。

▼申請手続きに必要なもの
①健康保険証（受給者と子）
②印かん

※父・母または養育者、同居の扶養義務者の所得証明書が必要な場合があります。（児童扶養手当該当者は不要。）

医療証の有効期限は、毎年12月31日までです。現在医療証の交付を受けている方は、11月中旬に現況届の提出が必要です。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線 306